

すこやか子ども相談のお知らせ

お子さんのすこやかな成長・発達を促す支援の一環として、「すこやか子ども相談」を行っています。日頃、お子さんの発達や育児について困っている事・心配している事などを相談する機会です。お気軽にご利用ください。

開催日	7月27日(火)
場所	やまびこ 町民健診室
対象	1歳から就学前までのお子さんと保護者
スタッフ	発達支援専門員、保健師

※完全予約制となっています。相談をご希望の方は、6月30日(水)までに、やまびこ保健センターまでご連絡ください。(☎82-3844)



介護保険制度に関するQ&A

介護保険制度の対象となる町民の皆さんへ、日頃お問い合わせいただく内容の一部をQ&A形式で掲載いたします。

これからも定期的に発信していきますので、お役立ていただけると幸いです。

Q. 介護保険料を滞納するとどうなりますか？

A. 特別な事情がある場合を除き、保険料を納めないと以下の措置がとられます。

滞納期間	
納期限が過ぎると	督促状を送付いたしますので、届きましたらすみやかにお支払いください。 なお、やむを得ない事情により支払いが困難な場合は、やまびこ保険福祉係までご連絡ください。ご連絡いただけないまま介護保険料を滞納すると、 滞納処分(財産の差し押さえなど) を実施いたします。 そのうえで保険給付が制限され、サービスを利用するときに多額の負担が必要となる場合があります。
1年以上の滞納	利用したサービス費用全額をご自身で負担していただくこととなります。 町へ申請すると、保険給付相当分が後日支払われます。
1年6か月の滞納	利用したサービス費用全額をご自身で負担していただくこととなります。 町へ申請すると、保険給付相当分から滞納している保険料を差し引いて、後日支払われます。
2年以上の滞納	未納期間に応じて割り出された期間、自己負担の割合が引き上げられます。 (負担割合が1割、2割の方は3割に、3割の方は4割に上がります。) また、高額介護サービス費など(利用者負担が一定額を超えたときに支給)が受けられなくなる場合があります。納期限から2年経過した介護保険料は、さかのぼって納めることができなくなります。

介護保険制度やサービスについてご不明な点などがございましたら、やまびこ保険福祉係(☎82-3843)までお気軽にご連絡ください。